

# 既設民間共同住宅の私設メーター等設置基準

(制定 昭和 61 年 9 月 29 日局長決)

(最近改正 令和 7 年 2 月 27 日)

## 1 目的

この基準は、大阪市水道事業給水条例施行規程 33 条に定める、共同住宅の各戸計量・各戸収納を希望する既設民間共同住宅（建築基準法に規程する確認通知書の通知が昭和 61 年 12 月 31 日以前のもの）における私設メーター等の設置基準について定める。

## 2 私設メーター等の設置基準

### （1）私設メーターの設置基準

- ア 住宅の各戸に私設メーターを取り付けていること。
- イ 店舗、事務所等を併設する建物は、住宅部分の使用水量と店舗、事務所等の部分の使用水量が明確に区分できること。

### （2）私設メーターの設置

計量法及び計量器検定検査令に適合しているもの。

### （3）私設メーターの設置場所

- ア メーターは、住居等の外から容易に計量、取り替えができること。
- イ メーターは、水平に設置していること。
- ウ メーター室は、水の溜まらない構造とすること。
- エ メーター室は施錠していないこと。
- オ 電気、ガス等のメーターと統括設置する場合は、各メーターの維持管理に支障とならないよう配置すること。

### （4）遠隔指示メータシステム

- ア 基メーターは、（2）に適合していること。
- イ 発信器のリード線と伝送線の接続は、確実に行い、かつ容易に取り外しできるようにしていること。
- ウ 電源の供給は、AC 100V 商用電源を使用していること。
- エ 集中検針盤は、計量が容易な場所に設置し、原則として 1 棟 1 カ所としていること。

### （5）止水栓等の設置場所

メーター上流側に止水器具を設置していること。

### （6）私設メーターの設置場所

別図のとおりとする。

### （7）受水槽及び直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）等の構造等

- ア 受水槽の構造及び受水槽以下の給水設備については、原則として建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5（給水、排水その他の配管設備の設置及

び構造) 第 2 項及び、給排水設備技術基準〔建設省告示第 1597 号〕に基づくほか、「大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準」によること。

イ 増圧装置及びそれ以下の給水装置、並びに配水管水圧による直結給水においては、本市の「給水装置工事設計施行基準」に基づいて施工されていること。

### 3 私設メーターの局管理の適用を受けるための条件

私設メーターの局管理を希望する共同住宅は、前項に定める基準のほか、「共同住宅の各戸メーター局管理の実施に関する要綱」に適合していること。

#### 附則

- 1 この基準は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、当分の間、1 専用給水装置につき、概ね 50 戸以上の共同住宅について適用する。

#### 附則

- 1 この基準は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、当分の間、1 専用給水装置につき、概ね 30 戸以上の共同住宅について適用する。

#### 附則

- 1 この基準は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、当分の間、1 専用給水装置につき、概ね 25 戸以上の共同住宅について適用する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、当分の間、1 専用給水装置につき、概ね 17 戸以上の共同住宅について適用する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、当分の間、1 専用給水装置につき、概ね 15 戸以上の共同住宅について適用する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

- 1 この基準は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、当分の間、1 専用給水装置につき、概ね 14 戸以上の共同住宅について適用する。

附則

- 1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、1 専用給水装置につき、2 戸以上の共同住宅について適用する。

附則

- 1 この基準は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

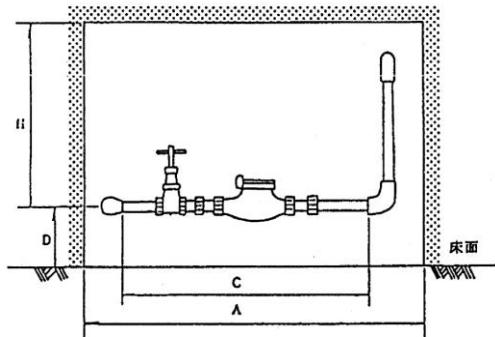
附則

この改正規定は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。

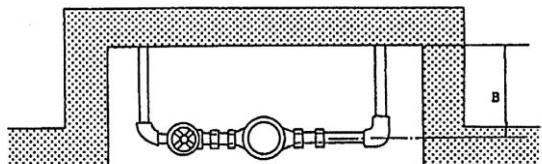
## 別図

### 私設メータ設置標準空間

側面図



平面図



標準寸法

単位: mm

口径	A	B	C	D	E
13	—		300 以上		
20	—		590 以上		
25	—	—	680 以上	1500 以下	300 以上
30	—		700 以上		
40	—		740 以上		

注)

- 1 配管形態により、標準寸法を参考にして、設置すること。
- 2 私設メータは、次のような箇所に取り付けないこと。
  - ア 手を床に付けたり、床に腹ばいにならないと、作業できない。
  - イ 頭部や身体を狭い空間に入れないと、作業できない。
  - ウ 危険な姿勢をとらないと作業できない。